

常勤確認の書類【新規、更新・業種追加、変更 共通】

令和3年7月現在

1 常勤役員等（経営業務の管理責任者）

① 法人	1 住民票抄本（発行後3ヶ月以内）	原本提示
	2 (1) ア～エいずれか ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（確認印があるもの） イ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（確認印があるもの）（資格取得後、間もない等で上記7の通知書がない場合） ウ 被保険者記録照会回答票 エ 70歳以上被用者算定基礎届等（確認印があるもの） ※ 2以上の事業所に勤務している場合 ・常勤会社の社会保険証の写し ・他方が発行する非常勤証明書（様式任意） ・二以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬月額決定通知書の写し	原本提示（直近のもの・代表者印による原本証明がある写し可） 提出
	(2) 社会保険にて勤務先が確認できない場合（後期高齢者医療保険制度対象者等） ア～ウ すべて ア 後期高齢者医療保険被保険者証または国民健康保険被保険者証（写し可） イ 雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者証資格取得等確認通知書（被保険者区分1または11）（写し） ※雇用保険非該当者（役員、支配人、事業主の同居家族）の場合は住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）及び出勤簿 ウ 直近の所得税確定申告書（表紙（受付印があるもの））＋法人税申告書勘定科目内訳書（役員報酬の欄に氏名の記載があること） ※年途中の就任等により確定申告書に当該経営の氏名の記載がない場合は貸金台帳及び出勤簿、または工事台帳、日報等毎日業務していることがわかるもの（採用直後で台帳等がない場合は雇用契約書等）	提示 提示（事業主が経営の場合は省略可） 原本提示（事業主が経営の場合は省略可）
② 個人事業主	1 住民票抄本（発行後3ヶ月以内） ※同居家族を証明する場合は住民票謄本	原本提示
	2 (1) 上記の「1 経営業務の管理責任者①法人2(1)」と同様 ※ 2以上の事業所勤務社会保険加入者については他方が発行する非常勤証明書 (2) 社会保険にて勤務先が確認できない場合（社保加入義務なしの事業者、後期高齢者医療保険制度対象者等） ア～ウ すべて ア 上記「1 経営業務管理責任者①法人2(2)ア」と同様 イ 上記「1 経営業務管理責任者①法人2(2)イ」と同様 ウ 直近の所得税確定申告書（受付印のある第一表）＋事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類 ※年途中の就任等により確定申告書に当該経営の氏名の記載がない場合は貸金台帳及び出勤簿、または、工事台帳、日報等毎日業務していることがわかるもの（採用直後で台帳等がない場合は雇用契約書等）	原本提示（直近のもの・代表者印による原本証明がある写し可） 提出 提示（事業主が経営の場合は省略可）

2 専任技術者

① 法人	1 住民票抄本（発行後3ヶ月以内）	原本提示
	2 (1) ア～ウいずれか ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（確認印があるもの） イ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（確認印があるもの）（資格取得後、間もない等で上記7の通知書がない場合） ウ 被保険者記録照会回答票（最低賃金を確認できる書類の提示は必須） エ 70歳以上被用者算定基礎届等（確認印があるもの） (2) 社会保険にて勤務先が確認できない場合（後期高齢者医療保険制度対象者等） ア～ウ すべて ア 後期高齢者医療保険被保険者証または国民健康保険被保険者証（写し可） イ 雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者証資格取得等確認通知書（被保険者区分1または11）（写し可） ※雇用保険非該当者（役員、支配人、事業主の同居家族）の場合は住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）及び出勤簿 ウ 直近の所得税確定申告書（表紙（受付印があるもの））＋法人税申告書勘定科目内訳書（役員報酬の欄に氏名の記載があること） ※年途中の就任等により確定申告書に当該専技の氏名の記載がない場合は貸金台帳及び出勤簿、または、工事台帳、日報等毎日業務していることがわかるもの（採用直後で台帳等がない場合は雇用契約書等） 注1 2以上の事業所勤務社会保険加入者は常勤の技術者として認めません。（役員含む） 注2 報酬が最低賃金を下回る場合は常勤の技術者として認めません。（役員を除く）	原本提示（直近のもの・代表者印による原本証明がある写し可） 提示 提示（事業主が専技の場合は省略可） 原本提示（事業主が専技の場合は省略可）
② 個人事業主	1 住民票抄本（発行後3ヶ月以内） ※同居家族を証明する場合は住民票謄本	原本提示
	2 (1) 上記の「2 専任技術者①法人2(1)」と同様 (2) 社会保険にて勤務先が確認できない場合（社保加入義務がない事業者、後期高齢者医療保険制度対象者等） ア～ウ すべて ア 上記「2 専任技術者①法人2(2)ア」と同様 イ 上記「2 専任技術者①法人2(2)イ」と同様 ウ 直近の所得税確定申告書（受付印のある第一表）＋事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類 ※年途中の就任等により確定申告書に当該専技の氏名の記載がない場合は貸金台帳及び出勤簿、または、工事台帳、日報等毎日業務していることがわかるもの（採用直後で台帳等がない場合は雇用契約書等） 注1 2以上の事業所勤務社会保険加入者は常勤の技術者として認めません。 注2 報酬が最低賃金を下回る場合は常勤の技術者として認めません。（同居家族除く）	原本提示（直近のもの・代表者印による原本証明がある写し可） 提示（事業主が専技の場合は省略可）

3 令第3条使用人

① 法人	1 住民票抄本（発行後3ヶ月以内）	原本提示
	2 (1) 上記の「2 専任技術者①法人2(1)」と同様 (2) 社会保険にて勤務先が確認できない場合（後期高齢者医療保険制度対象者等） 上記の「2 専任技術者①法人2(2)」と同様	原本提示（直近のもの・代表者印による原本証明がある写し可）
② 個人事業主	1 住民票抄本（発行後3ヶ月以内） ※同居家族を証明する場合は住民票謄本	原本提示
	2 (1) 上記の「2 専任技術者①法人2(1)」と同様 (2) 社会保険にて勤務先が確認できない場合（社保加入義務がない事業者、後期高齢者医療保険制度対象者等） 上記の「2 専任技術者②個人事業主2(2)」と同様	

※表中の書類を審査する際に疑義が生じる場合は、原本の提示、写し・追加資料の提出等を求めることがあります。